

# 今月の視点

## 県内における高齢者施設での 新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）クラスター発生時の対応

理事 伊藤 真一

全国に拡大した新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）感染は、11月12日に1日の新規感染者数が8月5日以来、3か月半ぶりに1,700名を超え感染再拡大の様相を呈している。山口県においても11月4日に山口市、11月13日には岩国市で各々飲食店にて感染者数10名以上のクラスター（感染者集団）が発生しており、今秋以降のインフルエンザ流行期において、さらなる感染拡大が懸念される中、今後の課題の一つが高齢者介護への対応である。

今まで山口県下の高齢者施設内クラスターの発生はないが、国内においては、いくつかの地域の高齢者施設でクラスターの発生を認めた他、在宅ケアの現場でも事業所が休止に追い込まれ、社会参加の機会を失った高齢者の状態悪化を來したと報告されている。特に、患者数の多かった施設では医療現場への負荷を減らすため、感染した高齢者へのケアや看取りを施設内で対応せざるを得ない状況であった。労働集約的な介護現場はオンラインやリモートへの代替が困難な上、高齢者施設では日常的なケアでも密閉・密集・密接の「3密」が生まれやすく、感染リスクが非常に高い。しかしながら、無症状者、軽症者が多い新型コロナウイルスの特性を踏まえると、感染リスクをゼロにするのは困難である。また、多くの人が軽症、無症状にとどまる一方、抵抗力の弱い高齢者、障害者、基礎疾患のある人が命を落とすケースが多いとされており、実際、日本国内における

死者数の年齢別階層でみると高齢者に偏在しており、ハイリスクな要介護者と接する介護現場の難しさを見て取れる。中でも、季節性インフルエンザやノロウイルスの対応などの日常的な衛生対策を除けば、感染症対策に関する介護現場の経験値が高かったとは言えず、今回のようなウイルス感染症が想定されていたとは思えない。ましてや、以前から介護現場は恒常的な人手不足に悩まされており、介護職が感染したり、発熱などで大事を取って休んだりした場合、少ない人員で介護現場を回さざるを得ない危機的状況が多く報告されている。

5月下旬に示されたWHO（世界保健機関）のガイドラインでは、パンデミックに備え、効果的な統治システムによる介護（Long-term care）サービスの維持、追加的な財政投入を通じた介護システムの安定化、感染防止対策の確立、要介護者と介護職員を対象とした検査やモニタリングシステムの優先的導入、スタッフの安全を確保するための医療体制の充実、介護家族を対象とした一層の支援、継続的なケアの提供を確実にするサービス間の調整、高齢者の尊厳を保った緩和ケアに対するアクセス確保などに言及しており、高齢者介護への対応が今後の課題として残されている点は概ね各国で共通しているようである。

政府の対応策では、高齢者介護に関して、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」として、(1) 介護施設などにおける消毒液購入、

施設の感染拡大防止に必要な費用を補助する制度の創設、(2) 介護施設などの現場におけるマスク不足の解消に向けて、再利用可能な布製マスクを国が一括して2,000万枚購入して少なくとも1人1枚は行き渡るような量を緊急に配付、(3) 介護職員など応援職員の確保に向けた調整を行う都道府県を支援—という対策が打ち出され、2020年度第1次補正予算に必要経費が盛り込まれた。さらに、感染症対策の徹底やオンラインでの面会などを周知する通知が数多く発出されており、介護報酬に関する算定基準も時限的に緩和されている。第2次補正予算でも医療従事者に加えて、介護従事者に対しても最大20万円の手当を支給するための経費が計上された。このほか、5月の通知では感染拡大防止に配慮して実施する介護予防・見守りなどの取組みに対し、自治体向け財政制度である「保険者機能強化推進交付金」「保険者努力支援交付金」を活用できると定めた。

新型コロナウイルス感染対策に関して、いくつかの都道府県では介護分野に関する取組みが春先よりスタートしており、そのいくつかを紹介する。福島県では高齢者福祉施設でクラスターが発生した場合に備え、他の施設から応援の介護職員を最大2週間、派遣する事業を開始すると表明しており、その際、県は事業所同士のマッチングを図り、応援職員の交通費や宿泊費などを負担している(図1)。こうした広域レベルで職員を派遣・調整する制度については、北海道、神奈川県、兵庫県、広島県が始めるとしている。

また、クラスター発生に備えた体制整備に取り組んでいる事例も増えている。例えば、富山県はクラスターが発生した場合の初動体制を強化するため、災害派遣医療チーム(DMAT)とともに初動対応に当たるチームを編成する意向を示している。

この他、神奈川県が5月から始めた制度では、家族が新型コロナウイルス感染症で入院した場合、高齢者や障害者が取り残される可能性がある

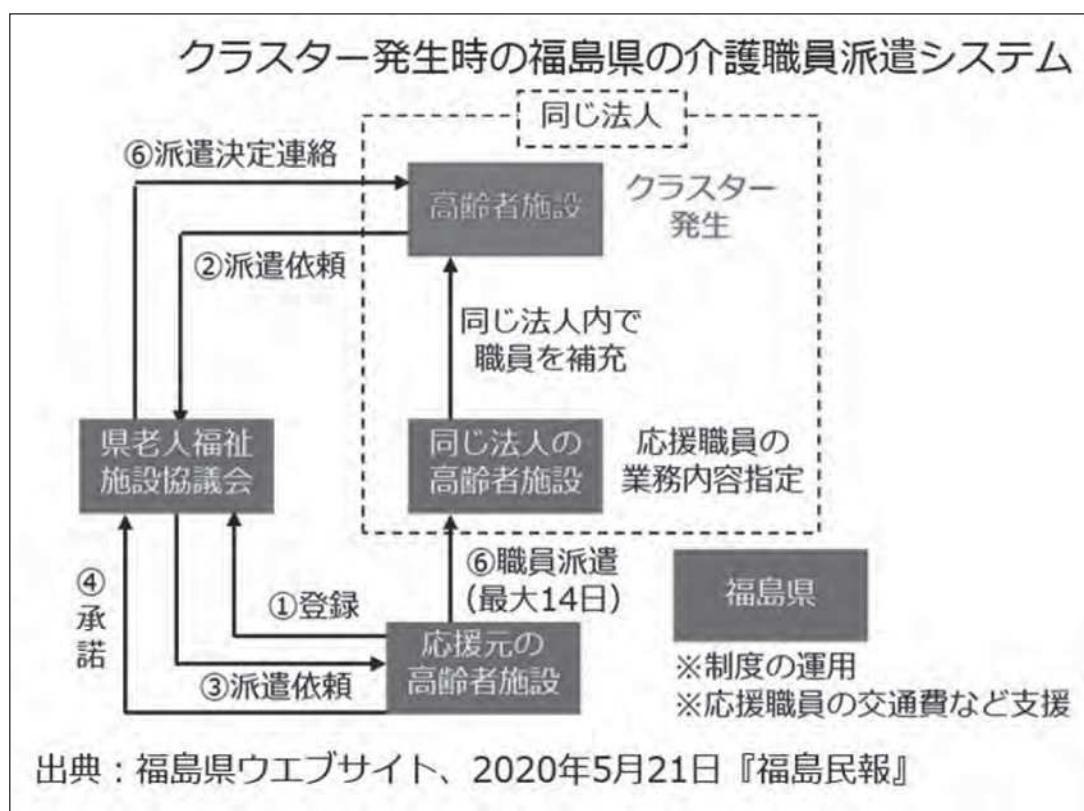


図1

ため、①本人が陰性の場合に受け入れる「短期入所協力施設」、②陽性・軽症でも福祉的ケアの割合が高く医療機関への入院が難しい場合に受け入れる「ケア付き宿泊療養施設」を新たに指定するとしている。

山口県の取組みとして、施設等におけるクラスターを発生させない未然防止対策の実施（福祉施設職員向けの感染対策研修の実施、施設への個別実地指導）とともに、高齢者施設、福祉施設、医療機関などにおいて、入所者に陽性患者が発生した場合に、施設における感染拡大を防止するため、保健所と連携して現地での支援にあたる機動的なチーム（クラスター対策チーム）を新たに設置することとなった（図2）。

実際にこのシステムを運用するにあたり、高齢者施設クラスター発生時に感染者の緊急度把握と施設内感染対策を迅速に実施するための運用手順の確認、及びクラスター対策チームの育成を目的として、令和2年10月25日に山口県新型コロナウイルス感染症クラスター対策研修会が開催

され、92名の医療・介護関係者（医師、看護師、施設関係者）が参加した。北九州地域感染制御チーム（KRICT）副理事長で北九州市立八幡病院院長の伊藤重彦先生による「高齢者介護施設における感染対策について」の講義の後、高齢者施設でクラスターが発生したとのシナリオに沿って演習が行われ、①陽性患者発生、②職員・入所者に陽性患者複数発生（クラスター発生）、③陽性入所者入院後の3ステージの状況下での対応方法を検討した。

今回の研修会参加メンバーを中心に構成される対策チームは、事前に県に登録した医療関係者（登録医師・看護師等20名程度、1チーム3名程度）で編成される。クラスター発生施設等へ派遣され、現地で保健所と連携し、的確な初動対応（施設調査、現地状況把握（患者、入所者、職員）、PCRを用いた接触者の感染チェック）を展開する。その後、現地でゾーニング（施設内清潔区域、汚染区域の設定）、職員等への感染対策指導、患者搬送調整、二次感染予防等の活動を3日間程度行うとされる。

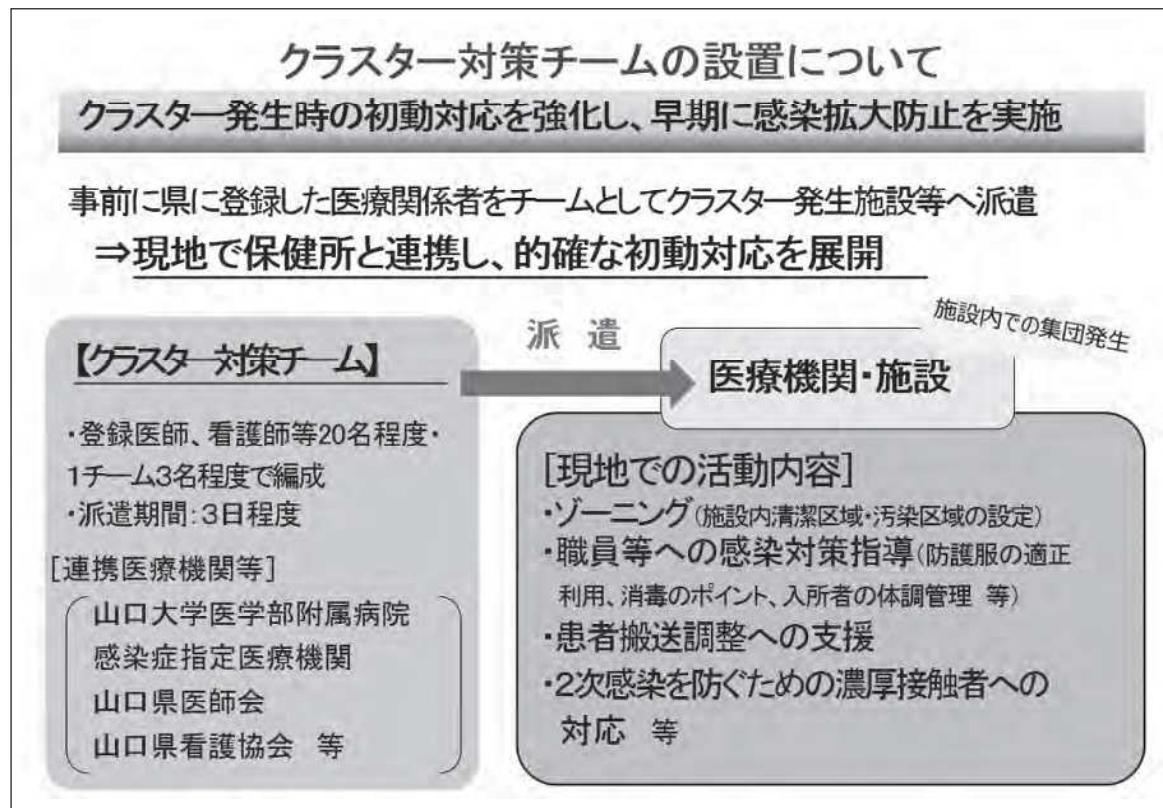


図2

新型インフルエンザ等対策特別措置法では都道府県に多くの実効権限を委ねており、通常の医療行政も都道府県が所管している。このため、「地域医療構想」の推進などで培われた日常的な繋がりを感染症対策に活用できる面がある。一方、介護・福祉行政については、市町村が多くの権限を有しており、都道府県との日常的な接点は少ない可能性がある。「医療行政＝都道府県」「介護・福祉行政＝市町村」という役割分担の下で連携不足が起きないようにするために、都道府県と市町村、保健所と介護事業所の間で、新型コロナウイルス感染情報をやり取りする連絡会議の設置、あるいは都道府県が感染症に知見を持つ大学病院の専門家と介護関係者を橋渡しする対応なども必要になると思われる。一方、都道府県と市町村の連携不足や介護業界の人手不足に関しては、実は平時から論じられていた課題であり、今回の危機で一層、顕在化したと言える。前述のいくつかの都道府県の事例は、こうした連携不足を解消するための工

夫と理解できる。今回の都道府県による広域的な介護職員の調整システムや市町村との連携については、平時に戻った後、結果的に地域の介護体制を強化する方向に働く可能性がある。

今秋以降、県内の高齢者施設内クラスター発生の可能性は極めて高いと考えられ、大規模なクラスターが発生した場合、医療行政との接点が少ない市町村、あるいは感染症対策の経験が浅い介護現場だけでは対応は当然不可能であり、医療行政を司る県と医師会が介護現場や市町村をバックアップできる態勢を構築することが必須と考えられる。今後、感染リスクの高い高齢者に対する介護サービスを維持しつつ、感染症対策も進めなければならない現場の負担は重くなると思われるが、クラスター発生に備えて、介護現場や国・自治体が一体となった準備が求められる。

## ドクターバンク (山口県医師会医師等無料職業紹介所)

医師に関する求人の申込を受理します。なお、医師以外に、看護師、放射線技師、栄養士、医療技術者、理学療法士、作業療法士も取り扱います。最新情報は当会HPにてご確認願います。

問い合わせ先：山口県医師会医師等無料職業紹介所

〒753-0814 山口市吉敷下東3-1-1

山口県医師会内ドクターバンク事務局

TEL：083-922-2510 FAX：083-922-2527 E-mail：info@yamaguchi.med.or.jp



〈登録無料・秘密厳守〉

### 後継体制は万全ですか？

DtoDは後継者でお悩みの開業医を支援するシステムです。  
まずご相談ください。



お問い合わせ先

**0120-337-613**  
受付時間 9:00～18:00(平日)

よい医療は、よい経営から  
**総合メディカル株式会社**  
www.sogo-medical.co.jp 東証一部(4775)

山口支店／山口市小郡高砂町1番8号 MY小郡ビル6階  
TEL(083)974-0341 FAX(083)974-0342  
本社／福岡市中央区天神  
■国土交通大臣免許(2)第6343号 ■厚生労働大臣許可番号40-1-010064